平成２６年（フ）第１８６５号
札幌市手稲区新発寒５条２丁目８番16―102号
債務者　石川　　愛（旧姓大西）
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１９１０号
北海道江別市野幌若葉町85番地の６　ＡＭＳ野幌若葉205号室
債務者　千葉　和弘
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１９４１号
札幌市白石区北郷１条５丁目６番２号　白井荘105号
債務者　西垣　律子（旧姓朝井・仲山）
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２０２４号
札幌市北区北24条西19丁目５番27―202号
債務者　西川　依里（旧姓藤井）
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２０９１号
札幌市東区北23条東５丁目４番５―403号
債務者　佐々木将博
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２１２３号
札幌市豊平区中の島１条１丁目７番11―102号
債務者　山田　牧人
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２１２８号
札幌市手稲区手稲本町２条４丁目６番１―303号
債務者　荒木　英三
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２１４３号
札幌市中央区南９条西８丁目２番３―403号
債務者　藤田　勇樹
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２１７２号
札幌市中央区南４条西10丁目1004番地１　南４条ユニハウス1006号
債務者　澤田　尚子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２１８５号
札幌市東区北48条東６丁目１番23号
債務者　谷内　静香
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２１９０号
札幌市中央区南15条西14丁目１番20―103号
債務者　合津　光博
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２１９６号
札幌市中央区南10条西８丁目１番17―411号
債務者　田邊　妙子
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２２０２号
札幌市北区篠路８条６丁目４番６号　ノース86Ａ201号
債務者　佐藤　伸洋
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２２１３号
札幌市白石区東札幌５条４丁目７番24号　コーポはまなすＡ―201号
債務者　佐々木眞智子
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２２１７号
札幌市手稲区星置１条４丁目３番１―205号
債務者　簑谷登美子
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２２３１号
札幌市手稲区稲穂３条６丁目10番20号　マルワハウス102号
債務者　花岡　哲哉
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２２３５号
札幌市手稲区新発寒７条２丁目１番12号　サンアルファ202号
債務者　高橋　弘和
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部